



# 第4次行財政改革大綱



平成22年10月  
北海道中川郡池田町

## 1. はじめに

日本経済の状況は、国の経済対策により徐々にその効果が見られるようになってきましたが、本町の財政に影響のある国や北海道の厳しい財政状況は改善されない状況にあります。池田町では第3次の行財政改革で財政の健全化や行政の効率化に対して、具体的な目標をあげて急激な社会情勢の変化に対する財政の悪化や組織運営のひずみなどに対応するため、行財政改革を進める対策に取り組んできました。

これまで進めてきた行財政改革の効果や投資的事業の抑制による公債費の減少などにより、本町の財政状況は危機的な状況から脱ししつつありますが、社会情勢の変化により多様化する住民ニーズへの対応と少子高齢化の進展により住民福祉に対する対応の拡大が見込まれ、更には経済成長が続き、人口が増加するなど右肩上がりの社会環境が見込めないことから、財政収支バランスの取れた効率的な行財政運営が必要と予測されるため、引き続き、財政の健全化や行政の効率化などの行財政改革に積極的に取り組むことが必要となっています。

本町では、これまで昭和62年1月24日に決定した第1次行革大綱、平成9年4月14日に決定した第2次行革大綱、平成16年5月10日に決定した第3次行革大綱と3度にわたり行財政改革の取り組みを行ってきました。今回の第4次行革の取り組みは、平成18年3月に国的新たな行革の指針に基づき策定した「集中改革プラン」に対応し進めてきた第3次行革の実施計画の期間が、平成21年度に終了したこと、更には急速な社会情勢の変化により、限られた財源や人的資源を有効に活用し、多様化する行政需要に対応しながら、質の高いサービスと地方分権時代の新たなまちづくりを着実に進めるため、具体的な取り組みとして実施計画を策定し、進めていくことを目的としています。

## 2. 第3次行革の取り組みと実績

第3次行財政改革大綱では、「財政の健全化」、「行政の効率化」、「事務事業の見直し」、「住民参加と開かれた行政の推進」、「職員の意識改革」を項目の柱として行財政改革の取り組みを進めた結果、平成21年度までの6年間で約15億3千6百万円の行革効果を計上することができました。

その主な内容としては、一般ごみ収集の有料化や公共施設使用料の見直し、特別職・議会議員・職員に関する給与の抑制や各種委員報酬の見直しによる人件費の見直しを実施しました。また、行政の効率化を図るため組織機構の見直しを図りながら、退職者の不補充などにより職員数を削減し、平成22年4月当初において目標としていた190人(△18人)を上回る185人(△23人)の職員体制とし、行政のスリム化を図りました。

更には、事務事業の見直しを進め、全国池田サミット事業、カントリー講座の開設事務事業、ブックモービルの運行事務事業などを廃止しました。また、利別保育所と池田保育園の統合や田園ホール・総合体育館・食肉センターに指定管理者制度を導入し、人的・経費的な削減とサービスの向上を図ることができました。

このほか、公営企業会計の経営改革に取り組み、レストラン事業会計を廃止し、民間活力を導入した取り組みを進め、町立病院の改築に伴う経営の見直しやブドウ・ブドウ酒事業の経営改善と将来性に関する検討を実施しました。また、水道事業と下水道事業において高金利の地方債を低金利の地方債へ借り換えし、公債費の抑制を図りました。

一方、地域コミュニティの醸成や附属機関委員の公募の推進など一部未検討となっている課題項目があることから、第4次行財政改革においても継続課題として取り組みを進めています。

### 3. 行財政改善のための基本的な姿勢

第3次行革大綱の策定時以降、池田町を取り巻く環境は大きく変化しており、更なる行財政改善の取り組みが求められていることから、大綱についての内容の検証及び見直しを行ない、第4次行革大綱として再編しました。

具体的に改善に取り組む課題には、第3次行革で未達成の課題や新たに取り組むべき課題など行財政の効率化の推進とともに協働のまちづくりを進めるうえで、住民を対象とした内容も含まれており、推進にあたっては、住民の方々をはじめ関係各機関に対する情報公開に努め、必要に応じて説明と協議を行っていきます。なお、改善する課題で、目標年次及び改善により行財政の運営に与える影響額が明らかなものについては、それらを明示することにより取り組みを進める上での指標としていきます。

また、第4次行革大綱の実施期間は平成22年度から平成26年度までの5ヶ年とし、具体的な項目については、実施計画により定めて実施していきます。

### 4. 具体的推進項目

第3次行革に係る実施計画期間終了後の情勢変化に対応するため、次の項目を柱として行財政改革に取り組みます。

#### (1)財政健全化の推進

本町は、自主財源が限られ、歳入の大部分を地方交付税が占めているため、国の構造改革による地方交付税と国庫補助金の大幅削減により、事業の推進に大きな影響を受けてきました。このような状況に対応するため、行財政改革を推進してきましたが、本町財政を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

今後も人口の減少や少子高齢化社会の到来による労働力人口の減少などにより、町税や地方交付税の大幅な増額も期待できないことから、歳入にあった財政構造へと転換していくために、中長期的視点に立った財政収支計画を作成するなどして、財政の健全化を進めています。

### ①財政計画の策定

中期5ヶ年程度の財政収支を推計し、予想される財源不足を埋めるために財政計画を策定し、予算編成や行政評価などとの連動を図りながら効率的な行財政の運営に努めていきます。また、予定される大型事業などを計画的に進めるために基金の充実に努め、将来の財政需要に備えていきます。

### ②自主財源の確保

地方自治体としての自主性・安定性を高め、行政サービスの質を確保するためには、安定した自主財源の確保が必要です。このため、町有財産の売却や町有林の伐採による素材売却と各種滞納金に対する徴収体制の強化を図ります。

### ③義務的経費の抑制

職員定数や国の給与制度に準じた人事給与制度の見直しなどにより、人件費総額の抑制を検討します。また、公債費については、借入の総枠を抑制することにより、将来の償還額を適正化していきます。

### ④公営企業会計の健全化（病院事業会計）

公営企業経営の基本は、常に企業の経済性を發揮しながらその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとされています。従って、住民福祉増進の観点から一定程度の一般会計からの繰り出しありはやむを得ないものの、経営計画を策定するなど計画的に事業を運営する必要があります。

医師をはじめとする医療スタッフの安定的な確保と良質な医療サービスの提供体制を整備するためにも、計画的な事業の推進に努めていきます。

## (2)行政の効率化の推進

行政サービスは、最小の経費で最大の効果を挙げることを基本に、行政組織の効率化を図り、職員一人ひとりがコスト意識を持ちながら、組織として明確な目標を設定し、成果を重視した行財政運営を進めていくことが必要です。限られた財源と人材を有効に活用するため、改めて住民の立場にたって行政が行うべき事務事業の範囲を見直し、時代に即応した効率的な行政運営を進めています。

### ①組織機構の見直しと定数管理

事務事業の見直しや事務の電算化の推進により住民にとって判り易く簡素で効率的な組織機構の見直しを進めます。また、職員の能力の向上に努めながら、事務事業の内容や事務量を的確に把握することにより、組織機構の見直しと並行して適材適所の職員配置を行い、職員定数の適正化を推進します。更には、業務量の一時的な増減に対応するために職員等を効率的に配置するなど、柔軟で弹力的な組織の運営を進めます。

## ②人事給与制度の見直し

民間や国、他の自治体の動向などに留意しながら、組織の活性化と職員の職務に対する意欲の向上に繋がる的確な人事給与制度を確立するために、人事評価制度の導入に関する検討を進めていきます。

## ③行政評価制度の充実

事務事業の達成度や成果を重視した効率的な事務事業の執行を目指して、行政評価を実施していますが、今後、制度の充実を図ることにより、緊急性の高いものや行政効果などを十分に検討し、的確に事務事業を選択する手段としてのシステム構築を目指します。

## ④効率化のための事務改善

文書管理や府内LANの有効活用、行政が保有するデータの有機的連結についての調査研究、行政事務改善委員会の活性化を図り、効率的で効果的な事務執行を積極的に進めます。

## (3)事務事業の見直しの推進

これまで、行政需要の多様化などに対応するため、多くの事務事業を実施してきましたが、財政環境の好転が期待できないことから、行政評価の結果を踏まえ、各事務事業についてその必要性、民間との役割分担、他町村との協力による広域化などを検討しながら、効率的な事務事業の執行に取り組みます。

### ①事務事業の整理合理化と民間委託等の推進

厳しい財政環境が続く中で、これまでの前例・慣例にとらわれない新たな発想や効果的な方法を工夫し、行政が担うべき分野への効率的な行政資源の投入を行なうことなどにより、事務事業の整理合理化を進めるとともに民間活力の導入についても積極的に取り入れていきます。

### ②行政の広域化の検討

新たな行政課題や複雑多様化する行政需要に的確に対応するため、今後一層行政の効率的運営が求められることから、他の自治体との協力による行政サービスの提供について検討を進めていきます。

### ③補助金等の整理合理化

補助金等の認定及び交付についての基準の明確化を図り、既存の補助金等についても、行政の責任分野、経費負担の在り方、対象団体の活動状況等を精査のうえ、実情に合わなくなつたもの、既に目的や役割を終えているものについては、統廃合をするなど見直しを積極的に推進します。また、補助金等に関する審査の透明性を確保するため、民間委員の登用に関する検討を進めていきます。

#### ④ごみの減量とリサイクルの推進

環境への負荷をできるだけ低減した循環型社会を目指して、ごみの減量化とリサイクルの積極的な推進を図り、ごみ処理経費の抑制を進めていきます。

### (4)住民参加と開かれた行政の推進

地方分権や国の財政構造改革が進展する中で、地方が自らの責任でまちづくりを進めすることが求められており、住民と行政がそれぞれの資源や能力を活かしながら協力し、連携していく取り組みが必要となっています。そのために、広報紙やホームページなどを通じ、住民と行政が互いに情報の共有を図りながら協働のまちづくりを進めていきます。

#### ①情報公開の推進

第2次行革の際に情報公開条例が制定され運用されていますが、今後も住民に対し広報紙やホームページなどを通じた積極的な情報公開を進めていきます。

#### ②住民参加の推進

厳しい財政状況下で多様化する住民要望に対して全てを行政が対応することは大変厳しい状況になっており、住民の積極的な参加が求められています。そのために、その基盤となる地域コミュニティの強化などにより自発的・自主的な活動を促進し、住民の持つ情報を偏より無く取り入れていくことのできる仕組みづくりを進めます。また、複雑・多様化してきている行政需要に的確に対応するため、各種審議会、懇談会等の付属機関については、幅広い委員の選任に配慮するとともに、会議の公開、委員の公募の推進など、住民の町政への参加機会の拡充について、検討を進めていきます。

### (5)職員の意識改革

地方分権の進展や事務の高度化、行政需要の多様化などにより、高度な能力が個々の職員に求められてきています。特に次代を担う若手職員については、住民ニーズに対する感覚と環境の変化に対応でき、創造的能力を有する意欲ある職員に育てるために、経費の節減に努めながら各種研修の機会を与え、長期的視点に立った職員の能力開発と意識改革を進めていきます。

### (6)第三セクターの見直し

国では、平成21年度から5年間で必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債を活用し、地方財政に悪影響を与える経営状況の悪い第三セクターの存廃を含めた抜本的改革を要請している。本町においても監理団体の経営悪化により、町の財政運営に影響を受けないようにするために、日頃から監理団体の経営状況の実態把握に努めています。

#### (7)省エネルギー施策の推進

地球の温暖化防止への対応とエネルギーの安定供給の確保は、我が国のみならず地球規模で緊急の課題となっており、本町においてもこの問題に積極的に対応していかなければなりません。CO<sub>2</sub>を削減し地球温暖化問題の抜本的な解決を図っていくためには、化石エネルギーからクリーンエネルギーへの転換と自主的な省エネルギー行動を推進する必要があります。CO<sub>2</sub>を削減し、地球の温暖化を防止するため、本町においても地球環境に配慮した新エネルギーの導入と省エネルギー施策を進めています。

#### (8)地域・医療・保健福祉の連携推進

地域の医療機関や福祉施設、保健機関との連携を強化することにより、住民が安心して暮らせるように医療相談や情報提供体制を充実し、予防医療・救急医療・在宅医療・介護等に対応するため、地域・医療・保健福祉の連携を進めています。

#### (9)公営企業会計の経営改革の推進（水道事業会計、ブドウ・ブドウ酒事業会計、公共下水道事業会計）

公営企業経営の基本は、常に企業の経済性を發揮しながらその本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならないとされています。従って、住民福祉を増進するという観点から一定程度の一般会計からの繰り出しありはやむを得ないものの、厳しい町財政を勘案すると、今後は一層自らの経営努力により事業の健全化に努める必要があります。

また、経営の活性化を図るために、経営基盤を強化し、計画的・効率的な経営の推進をはじめ、財務の適正化はもとより、公営企業会計の透明性を向上させるため、情報公開の推進に努めています。